

# 運転責任者に係る合否判定規程について

令和2年10月28日

北海道電力株式会社 東北電力株式会社 東京電力HD株式会社  
中部電力株式会社 北陸電力株式会社 関西電力株式会社  
中国電力株式会社 四国電力株式会社 九州電力株式会社  
日本原子力発電株式会社

## 1. はじめに

前回の面談（10月8日）結果を踏まえ、再検討した記載内容についてご説明させて頂きたい。

なお、本資料では、内容前回の面談から再検討を行った変更内容について、吹き出し及び青字にて記載している。

## 2. 検討している改正内容

本スライド変更なし

現在、検討している改正内容は以下のとおり。

1. 運用の明確化
2. 実技試験項目の変更（新規制基準対応）
3. 筆記・口答・講習の試験実績（web形式）を反映
4. 不測の事態における対応
5. その他（記載の適正化）

1～3は軽微な変更である。

4の改正については、新たに規程に追加する事項である。

## 2.1 運用の明確化

**シミュレータ訓練機関にて実施する「運転実技試験（新規受験者）、更新のための教育・訓練（更新者）」の結果は有効期間6カ月としているが、起点を記載し明確化を図る。**

新規受験者の場合（附属書B参照）

### B.4 試験の結果

- a) シミュレータ訓練機関は、採点結果により、運転実技試験の合否を判定する。
- b) シミュレータ訓練機関は、採点結果及び合否結果を受験者及び判定機関に通知する。
- c) 運転実技試験合格の有効期間は、受験した日（試験日が複数日に亘る場合は、受験した初日）から6月とする。

【10/8面談からの変更点】

- ・更新要件である初回の教育・訓練の初日とすることで明確化を図る。

更新者の場合（附属書F参照）

### F.3 教育・訓練の結果

- a) シミュレータ訓練機関は、更新のための教育・訓練の修了結果を受験者及び判定機関に通知する。
- b) 更新のための教育・訓練の有効期間は初回の教育・訓練の初日から6月とする。

## 2.2 新規制基準対応(実技試験項目の変更)

本スライド変更なし

**BWRにおいて、附属書G(参考)の実技試験項目例として新規制基準に対応した試験項目の例を追加。**

附属書 G (参考) を参照

### G.2事故に際して採るべき措置に関する運転実技試験項目の例 (BWR)

- |                                |                                                                                         |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 原子炉スクラム事象<br>(手動停止を含む異常事象) | [原子炉制御－スクラム]                                                                            |
| (2) 制御棒挿入失敗事象                  | [原子炉制御－反応度制御]                                                                           |
| (3) 高圧注水失敗事象<br>(復旧可能)         | [原子炉制御－水位確保] [原子炉制御－減圧冷却]<br>[格納容器制御－サブレーションプール温度制御]                                    |
| (4) 高圧注水失敗事象                   | [原子炉制御－水位確保]<br>[不測事態－水位回復] [不測事態－急速減圧]<br>[格納容器制御－水素濃度制御]                              |
| (5) 原子炉冷却材喪失事象                 | [原子炉制御－水位確保] [不測事態－水位回復]<br>[格納容器制御－格納容器圧力制御]<br>[格納容器制御－ドライウェル温度制御]<br>[格納容器制御－水素濃度制御] |
| (6) 原子炉水位不明事象                  | [不測事態－水位不明] [不測事態－急速減圧]<br>[格納容器制御－水素濃度制御]                                              |
| (7) 格納容器蒸気漏えい事象                | [格納容器制御－格納容器圧力制御]<br>[格納容器制御－ドライウェル温度制御]                                                |
| (8) 格納容器圧力抑制機能喪失事象             | [格納容器制御－格納容器圧力制御]<br>[格納容器制御－ドライウェル温度制御]<br>[不測事態－急速減圧]                                 |
| (9) 逃がし安全弁開固着事象                | [格納容器制御－サブレーションプール温度制御]<br>[格納容器制御－サブレーションプール水位制御]                                      |
| (10) 全交流電源喪失事象                 | [原子炉制御－スクラム]<br>[交流／直流電源供給回復]                                                           |
| (11) 格納容器バイパス事象                | [原子炉建屋制御]                                                                               |

## 2.3 筆記・口答・講習の試験実績（web形式）を反映

**令和2年第1回運転責任者判定試験の実績反映として、筆記試験、口答試験、講習の解説に以下を追記する。**

### 筆記試験の例

附属書C  
(規定)  
筆記試験

#### 序文

この附属書は、筆記試験について規定する

#### C.1 筆記試験の実施組織

筆記試験は、判定機関が実施する。

#### C.2 筆記試験の方法

- a) 筆記試験は、不測の事態により通常の試験が実施できない場合はオンラインによる試験も実施可能とする。
- b) オンラインによる試験の実施にあたっては、以下の要件を全て満たす者を現地試験立会人（試験立会責任者・試験立会人）として配置する。
  - 1) 発電用原子炉の運転に関する業務に従事する者
  - 2) 管理的又は監督的地位にある者
  - 3) 筆記試験を新規に受験しない者
- c) 現地試験立会人は、公平・公正な試験となるよう不正防止を行う。

#### 【10/8面談からの変更点】

- ・ 不測の事態の場合に限りオンラインで実施する旨を記載
- ・ 筆記試験・口答試験・講習における立会人の要件追加※
  - ※講習の場合、試験立会責任者は1),2),3)を要件とし、試験立会人は1)のみとする。
- ・ 記載表現の見直し

## 2.4 不測の事態における対応

**令和2年第1回運転責任者判定試験を踏まえて、不測の事態における運用を規程の参考へ追加する。**

(用語の定義)

第4条

- ・
- ・

(14) **不測の事態** 天変地異（地震，津波等の天災，火災，水害等の災害を含むがこれらに限らない），暴動・戦争行為などの不可抗力，感染症・疫病の流行等をいう。

【10/8面談からの変更点】

- ・ 定義の見直し
- ・ 記載箇所を附属書Kから4条の用語の定義へ移行

## 2.4 不測の事態における対応

### 附属書K (参考)

#### 不測の事態が発生した場合の判定業務の 弾力的な運用について

【10/8面談からの変更点】

- ・表現の見直し
- ・記載箇所の見直し

#### 序文

この附属書は、不測の事態が発生した場合の判定業務の弾力的な運用例を示すものであって、規定の一部ではない。

#### K.1 弾力的な運用の例

##### a) 弾力的な運用の適用範囲

不測の事態により、次の状況となった場合に適用する。

ただし、筆記試験、口答試験、講習については、オンラインによっても実施できない場合に限る。

- 1) 受験者が運転実技試験に合格した後、有効期間内に筆記試験、口答試験、講習を受験・受講できない場合。
- 2) 更新者が、合格証の有効期間内に更新に係る講習及び更新に係る教育・訓練を受講・修了できない場合。



## 2.4 不測の事態における対応（続き）

【10/8面談からの変更点】

- ・表現の見直し
- ・運用の明確化

### b) 具体的運用方法の例

#### 1) 受験者

運転実技試験に合格した後、受験した日から6月を有効期間とし、有効期間内に筆記試験、口答試験、講習を受験・受講する必要があるが、不測の事態によりそれらが実施できない場合には、6月の有効期間を適用しない。その場合、以下のとおり対応する。

- ・受験者が所属する事業所は、教育・訓練により力量が維持されていることの証明書（以下、「力量維持証明書」という。）を発行する。
- ・受験者は、筆記試験、口答試験、講習が再開され次第、速やかに受験・受講し、判定機関による判定を受ける。
- ・発電部運転管理課長は、力量維持証明書の写しを5年間保存する。

#### 2) 更新者

合格証の有効期間が満了する日の6月前から満了する日までに、更新に係る講習及び更新に係る教育・訓練を受講・修了する必要があるが、不測の事態により更新に係る講習若しくは更新に係る教育・訓練、又はその両方が実施できない場合には、6月の有効期間を適用しない。その場合、以下のとおり対応する。

- ・更新者が所属する事業所は、力量維持証明書を発行する。
- ・判定機関は、経歴及び地位の確認結果、力量維持証明書の内容を審査し、代替更新<sup>9</sup>証明書<sup>1)</sup>を交付する。

## 2.4 不測の事態における対応（続き）

### 【10/8面談からの変更点】

- ・表現の見直し
- ・運用の明確化
- ・NRAへの連絡を追加

・発電部運転管理課長は、代替更新証明書が判定機関により交付された後、運転責任者資格登録簿を作成し下記事項を記録する。

＜省略＞

・更新者は、更新に係る講習又は更新に係る教育・訓練が再開され次第、速やかに受講又は修了し、判定機関による判定を受ける。

・判定機関は、判定の結果、更新に係る基準に適合すると判定した者に対して合格証を交付する。

・合格証は交付日から有効とし、合格証の有効期間は、更新前の合格証の有効期間の翌日から3年間とする。

・発電部運転管理課長は、合格証が判定機関により交付された後、運転責任者資格登録簿を作成し下記事項を記録する。

＜省略＞

・発電部運転管理課長は、力量維持証明書及び代替更新証明書の写しを5年間保存する。

注<sup>1)</sup> 代替更新証明書は、合格証に代わるものとして運転責任者資格を有していることを暫定的に認定した証とする。

### K.2 原子力規制庁への連絡

事業者は、上記の弾力的な運用を適用又は適用する可能性がある場合、原子力規制庁にあらかじめ連絡し、対応を協議する。